

公示番号：190106

国名：イラク

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年6月下旬から2019年8月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	15日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年6月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	農業分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	イラク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

イラク共和国（以下、「イラク」）では、北部の一部地域を除き天水農業の実施可能ラインといわれる年間降水量 500mm を下回ることから、農業生産上、灌漑農業の重要性が極めて高い（Water and Agriculture Current Situation of Iraq, 2015）。イラクの水資源の約 9 割は、国内の中央を流れるチグリス川とユーフラテス川（共に国際河川）からの取水に依存しており、また、農業用水は産業別の水利用において全体の 64% を占める（Water and Agriculture Current Situation of Iraq, 2015）。しかし、近年、両国際河川の上流諸国（トルコ、シリア及びイラン）での大規模ダム建設や灌漑開発により河川流量が減少¹しており、特に、下流に位置する南部地域の流量の低下は深刻である。

さらに、灌漑施設の老朽化による機能の低下に加え、不適切な水管理と圃場レベルの不均一等により、灌漑効率は 30% から 40% と低く、限られた水資源を有効に活用できていない状況にある。このため、イラク政府は、水資源の減少による農業生産性の低下を防ぐため、灌漑効率の向上を推進している。

このような背景の下、機構は、治安等制約がありつつも、イラク側と協力して灌漑効率の向上を推進してきた。具体的には、水利組合の制度及び節水灌漑技術に関する第三国研修を実施し、また、イラク側による水利組合の設立と節水灌漑の普及を目的としたパイロットプロジェクト（以下、通称の「WUA（Water Users Association：水利組合）プロジェクト」と表記）を支援する技術協力²を実施した。その結果、2014 年 4 月にイラク初の水利組合法が成立し、水利組合の設立が開始され、2016 年 1 月時点、水利組合設立数は、国内 15 県 70 箇所まで増加している。

イラク政府は、これらの成果を背景に、灌漑効率の向上の確実な推進を目的として、設立された水利組合による持続的な水管理の実現のための技術協力を日本政府に対し要請³、「水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）が 2017 年 2 月より 3 年間の予定で実施されている。

¹ チグリス川は 1932 年から 1988 年までの年間平均流量を 100 とすると 1999 年から 2013 年までの年間平均流量は 70.7% に、ユーフラテス川は 1932 年から 1972 年までの年間平均流量を 100 とすると 2000 年から 2013 年の年間平均流量はその 50.7% に減少している。更に、「イラクの土地・水資源にかかる戦略文書（SWLRI）、2014」では 2035 年までの 20 年間にイラクにおける水資源量が現在より 25% 近く減少すると予測している。

² 「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」（2012 年 4 月～2015 年 3 月）。WUA プロジェクトにより設置された国内 15 県のプロジェクト・マネジメント・チーム（以下、「PMT」）を核として、政府機関職員や水利組合に対して灌漑・水利用に関する技術移転を行った。

³ 要請時名称は「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト・フェーズ 2（Project for Spreading Water Users Associations for the Efficient Use of Irrigation Water Phase 2）」

今回実施する終了時評価調査は、2020年2月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年6月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（モニタリングシート、事業進捗報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関（水資源省、農業省）、その他イラク側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④プロジェクト専門家に対するヒアリングを行う。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年7月上旬～中旬）

- ①JICA イラク事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者（主にイラク側 C/P）に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価結果（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びイラク側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧現地調査結果の JICA イラク事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2019年7月下旬～8月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②現地業務で収集したプロジェクト実績、実施プロセス等に関する情報、データ

ヒアリング結果を取り纏め、担当分野に係る終了時調査報告書（案）（和文）を作成する。

③帰国報告会に出席する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～②を添付の上、2019年8月2日までに電子データをもって提出すること。

① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

② 終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アンマン⇒バスラ⇒バグダッド⇒ドバイ⇒日本を標準とします。このうち、バスラ⇒バグダッドの空路移動はイラク事務所が手配しますので、日本⇒ドバイ⇒アンマン ⇒ バスラ、バグダッド⇒ドバイ⇒日本に係る旅費（航空賃）を計上してください。

(2) コンサルタント等契約における災害補償保険（戦争特約）

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>) にて指定されているとおり、イラク全土が戦争特約の対象となります。

(3) 一般管理費の10%上乗せ

本調査では治安面で十分安定しているとはいえない、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされるため、現地業務に係る全工程について一般管理費等率につき10%を上限として加算することができます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年7月5日～2019年7月19日を予定しています。査証の制限により、1回のイラク滞在は7日間に限られるため、現地業務の前半はヨルダン（アンマン）にてイラク側C/Pへのヒアリングと協議を行います。このため、7月5日～11日はヨルダン、12日～18日はバスラでのサイト視察及びバグダッドでの協議を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員と同一の行程での現地調査を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 水管理 (JICA)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAイラク事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等と同乗することとなります。)
- エ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-3160) にて配布します。

- ・ PDM (最新版)
- ・ プロジェクト事業進捗報告書 (第一期、第二期)
- ・ モニタリングシート (ver.1~5)

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAイラク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に

行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上